

1 「縦割り行政」の問題

この協議会は、再犯防止の問題に関して、各省庁間での協議をし、協力関係を築くことによって政策を進展させることが目的となっている。

しかし、最も緊密に協力すべき法務省内の矯正局、保護局、そして厚労省管轄の地域生活定着支援センターの連携関係は未だ充分ではなく、まずは法務省の中で、矯正局と保護局、矯正局の中でも分類と処遇のそれぞれの部間との連携、協力関係を緊密にし、犯罪をした者の特性に応じた指導、支援ができる体制を作ることが不可欠である。

各部門の連携強化については、既に具体的な指摘がされている。

平成26年3月に、総務省「刑務所出所者の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視<調査結果に基づく勧告>」（以下「総務省勧告」という）が出されており、法務省のとるべき施策についての勧告があるところ、省内の連携、協力の問題については、障害者や高齢者といった福祉の対象となる者についての支援についてのところに明確に記されている。

障害者等の福祉の対象となる者については、厚生労働省管轄である地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の特別調整により出所後のコーディネートが行われているが、それを行う者に関して、刑務所が特別調整候補者の選定期間を早期化することがまず指摘されており、続いては連携強化の問題が指摘されている。対象者の選定段階での保護観察所、刑務所、センターとの情報共有や連携の強化を図ること、刑務所でのセンターの面会の確保、刑務所、保護観察所、センター間での福祉に関する情報の確認、照会事務の役割分担の協議、決定の仕組みを講じることや刑務所や保護観察所の入手した福祉に関する情報を保護観察所やセンターに適切に提供することが指摘されている（この他、特別調整対象者の帰住地が遠隔地である場合には原則として保護上移送を実施することも指摘されている）。

刑務所と保護観察所との連携については、同じ法務省内の部局なのであり、その連携強化について、この計画書の中に示せるような政策の進展が必要であったと思われるが、計画書を見る限りでは、保護局と矯正局、矯正局の中でも分類と処遇のそれぞれの部間が、それぞれにできる施策を進めているように見えるとっては言い過ぎであろうか。このような勧告も出ていることであり、法務省内での協調関係についてもっと具体的に我々から見える形での連携を進めて欲しい。

なお、再犯防止推進計画において、地域生活定着支援センターの法定化などについては、全く言及がされなかった。厚労省が極めて多岐にわたる難しい問題を抱えていることは承知しているが、福祉のコーディネイトの問題は厚労省マターであるし、センターがこれまで多くの知見やノウハウを蓄積してきていることを考えれば、入口支援等も含めた、センターの権限の拡大強化が図られるべきである。

2 満期出所者に対する対応

満期出所者は、その半数がホームレスかネットカフェ難民になっており、再犯率が高いことは白書からも明らかである。

満期出所者に対する支援をしなければ、再犯の防止はできないし、2年再入率を16%以下にするためには、この問題を避けては絶対に達成は不可能だろうと考える。

総務省勧告では、満期出所者に関連して、満期出所者に対する釈放前指導の充実、希望しない者であっても更生緊急保護の必要性があると認められる者に対する保護カード交付の徹底、満期釈放者が確実に更生緊急保護を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入して満期釈放者に徹底することを指摘している。

満期出所者に対して、このような勧告に従った対応を是非お願いしたい。保護局には、休日も対応できる、全国共通の電話番号を導入して、各保護観察所の保護カードに記載するようにしてほしいし、土日出所がある以上、保護観察所の土日対応が検討されてよいように思われる。

保護カードだけではなく、出所する者が帰ろうとしている場所の福祉窓口、ホームレスなどの支援の行政窓口やNPO、フードバンク、炊き出し等の場所や連絡先について記載した資料を配布することも効果があろう（福祉を拒み、ホームレスになったとしても、炊き出しを受ける等すれば、食品の窃盗をしないですむだろう）。このような情報は、保護観察所が一覧性のある資料を作るべきと考える。

また、上記1に記載したとおり、総務省勧告がというような特別調整等を早く進めることが不可欠である。それ以外にも、刑務所の任意調整を行うことで帰住先の調整ができた者がいた場合に、仮釈放の申請や決定が間に合わないことがある。特別調整で福祉につながるための準備ができていのに、更生保護施設で「土日のつなぎ」をするケースがあり、ただでさえ足りない更生保護施設の資源の無駄遣いである。任意調整の場合には、調整が徒労に終わるということになる。このように調整がついた事件について土日出所を避けるために、仮釈放の柔軟な運用やそれができないのであれば刑の執行停止処分の活用等を考え、適切に福祉につながることができる平日の出所（つまり満期の土日休日を避けたその前の日の平日の出所）を図ることが必要である。

地方更生保護委員会の役割についても考え直す必要がある。地方更生保護委員会は、刑務所や保護観察所からの資料が上がってきてから判断をする受け身的な役割しか果たしていないが、地方更生保護委員会自体が、コーディネイトの機能をもっと果たしてもよいのではなかろうか。地方更生保護委員会は、委員が合議で仮釈放、仮退院の許否や取消について定めるが、保護観察官が仮釈放・仮退院の準備調査に当たっているところ、この機能を強化すれば、上記1に記載した、特別調整対象者について、刑務所、保護観察所、センターとの調整をすれば、仮釈放となる者を増加させられるのではないのだろうか。

さらに、満期出所者に対して、更生緊急保護での支援を強化することが考えられる。現在、満期出所者に対する更生緊急保護については、更生保護施設に空きがあればそこに丸投げし、空きがなければ安い宿に宿泊したり縁故のある土地まで移動したりするための金員を渡すだけと言っても言い過ぎではない。再犯防止法や再犯防止推進計画は「切れ目のない支援」を、そして、再犯防止推進計画は、就労や居住地の確保をうたっているのだから、満期出所者に対して、就労支援や居住場所の確保のための支援を充実させるべきである。例えば、埼玉県の更生保護施設清心寮は、さいたま保護観察所にほど近く、寮内に埼玉県就労支援機構の事務所が設置されており、更生緊急保護対象者についても、就労に協力してくれる事業者の紹介がすぐに出来る。福岡県でも、福岡県就労支援機構が非常

に大きな役割を果たしている。刑務所の中や、保護観察対象者だけでなく、更生緊急保護を求める者に対しても、就労の相談に乗り、機会を与えられるような場が必要であり、これらの先進事例を参考に、各地の就労支援機構を活用するなどして、就労の支援をすることが考えられる。先進地域で、更生緊急保護対象者についてのモデル事業を実施して、その拡大を図るといことも考えられる。また、満期出所者の中には、本来福祉的支援が必要な者も存するはずだが、特別調整の対象とならず、あるいは任意調整が失敗した等の事情により、刑務所で支援対象から漏れ、社会に出てから福祉を求めたいと考え直す者もいるかもしれない。このような者を拒絶する必要はなく、むしろ、助けを求めてきた人がいれば、手を差し伸べられる環境を整えておく必要がある。例えば、更生緊急保護対象者について、センターの相談の対象にするという方法も考えられるし、保護観察所が、地域の基幹相談センターや地域包括センター等との信頼関係を築き、対象者を保護観察官がそのような福祉の相談機関に連れて行く方法などによって、福祉につなぐことも考えられる。

以下の項で保護司については記載するが、保護司が保護観察期間終了後に元対象者からの相談を受ける場合がある。このような場合については全く費用が出ない。ある保護司が、元対象者の相談内容が福祉や医療等の専門知識が必要であることから、保護観察官に相談をしたところ、「もう保護観察の対象者ではないので支援の必要はない」等として元対象者への支援をするなどいわれた例もある。保護観察所は、保護司について、専門知識は知らない、地域のよき理解者として対象者を善導して欲しい、というように説明する。そのような地域のよき理解者たる保護司と対象者を知り合わせるのは、保護観察期間が終わった後も、対象者が地域で生活するから、相談・支援の手が及ぶようにするためであろう。保護観察期間終了後の保護司の元対象者からの相談に対しては、相談費用の支弁や保護観察官がさらにスーパーバイズするなどの相談体制の充実等といった施策が不可欠と考える。例えば、保護司会からこのような相談への助成をするなどして、どの程度の需用があるのかを確認し、それを国が事業として吸い上げるといった方法も考えられるのではないかと。

3 保護司に対する問題

現在、保護司は、受刑者・少年院入所者の帰住先調整について、主として引受人たる者との自宅を訪問し、その意向を確認することが求められている。しかしながら、保護司が出所後に支援するのは受刑者・少年院入所者であり、彼らへの面会をし、保護司が信頼関係を築くことは極めて重要である。この点について、保護観察所は交通費実費を支給するが、刑務所・少年院はもより駅から遠いところにあり、バスなどの公共交通機関が近くにない場合もある。このようなとき、タクシーを使わざるを得ないのだが、少なくとも東京保護観察所ではこのようなときのタクシー代が実費支弁されない。タクシー代がいくらかかるとは、施設や保護観察所も承知しているであろうことで、領収書を提出させれば請求のごまかしは避けられるのだから、タクシー代くらいは支弁すべきである。

保護司への研修の内容も貧しいと感じる。

地区研修の内容は、都道府県の保護観察所の出している定期刊行物にレジュメ等が載っており、概ねその内容の講習がされるので、それを見ておけば足り、保護司の参加動機を削いでいる。

また、私は、少年事件の帰住先調整を事例とした研修に参加したが、その内容は、少年事件について知識を持っていれば驚くべき内容であった。

少年院送致となる少年の場合、非行程度が必ずしも進んでいない、あるいは軽微な非行行為しかしていない場合であっても、家族の指導に問題があることが考慮されて処分が決定された者が多い。ところが、保護観察所は、引き取りを拒む親に対しては、引き取るよう説得することを励行し、家族の問題を掘り下げることを指導していない。その研修会において検討対象となった（模擬）事例は、少年が幼少時から問題行動を繰り返すなど、親子関係の葛藤がうかがえるものだったが、研修では、親との信頼関係を作って家に引き取らせる話に終始していたので、私は質問をして、この事例では親子関係について少年にも面会するなどして掘り下げる必要があるのではないかと質問したが

「よく記録をお読みいただきありがとうございます。」

という一言でスルーされてしまった。同じ研修には弁護士の保護司が何人か出席していたが、私と同様の疑問点を持ち、研修への不満を口々に述べていた。

親が子に対して「帰ってきて欲しくない」という場合には、少年の非行などの問題行動への対応に親が疲弊していることがまず考えられる。保護司が仲良くなって愚痴の一つも聞けばいいという事案もあるだろうが、相当深刻な事情がある場合も多い。例えば、少年の家庭内暴力があるなら親に家族間暴力のシェルターの存在を知らせ、あるいは、少年の社会内でのカウンセリングの場の設定を検討することが必要だろう。あるいは、薬物事件などでは、親が「帰ってきて欲しくない」ということが、共依存関係から脱するためのよい兆候であることもあるので、その場合には、少年を親元以外に帰住させることを検討させたほうが予後が良いことも多いだろう。さらに、少年が虐待を受けていたり、それに至らなくても極めて不適切な養育を受けている場合があり、そのような場合には、少年をむしろ親から分離して自立援助ホーム等に入所させ、事案によっては親権停止等まで行う必要がある。子供の養育に問題がある親は、貧困やアルコール依存等の問題を抱えている場合もあるので、親自身への福祉的支援や医療、治療への誘導なども必要な場合がある。

このようなきめ細かな見方ができるように、保護司の研修の内容も変えていく必要があるのではないかと。現に、先輩の保護司達で、非常に考え抜いた活動をしている方々もおられる。

4 一部執行猶予の出所先は家族のもとでいいのか

再入率の高い犯罪の一つが薬物事犯であり、これに対する有効な対策が再入率低減につながる。刑の一部執行猶予制度は、猶予期間が2年以上のものが多く、2年再入率はこの制度によって下がるのだろうが、再犯を防げるのかどうかはまた別の問題がある。

薬物事件の一部執行猶予対象者に対しては、薬物依存を改善するための医療・援助を行う機関との連携のもとで保護観察を実施し、その際には、特別遵守事項として専門的処遇プログラムを受講することを義務づけている。

刑の一部執行猶予が言い渡される場合には、裁判において、被告人が、治療やカウンセリングを受ける、自助グループに入る等と、ある程度具体的に治療への意欲が述べていることが多く、被告人自身が自助グループ（各地のDARCであることが多い）に手紙を出すなどして支援を求め、被告人の意向を受け、弁護士が医療機関や自助グループ等との調整

を図るなどし、医師や自助グループの関係者等が証人出廷することも少なくない。事案によっては、福祉職とも連携し、医療を受けるための福祉的支援の算段をし、薬物依存の遠因となった家族関係等の要因について掘り下げて調査する場合もあるが、逆に、被告人が、弁護人の関係機関との調整をすることを断り、被告人質問で、治療を受けたい等を供述しただけであるにもかかわらず、一部執行猶予となった例も弁護士会内で報告されている。また、関連機関との事前の調整等をした事案であっても、いざ受刑すると、帰住先を親族として刑務所に届出て、出所後には、そちらに帰住し、事前に調整していた関連機関とは全くつながらない事例が存する。出所後に支援をするべく空床にして準備していた病院や施設などでは、非常に対応に苦慮している。この点について、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所のいずれもが、受刑者自身が親族を帰住先とした場合には、親族のもとに帰住させることの是非について調査を行うことはできるが、入院や自助グループ等への入所等を積極的には勧められないという前提で、現在、帰住先調整を進めている。

しかし、それでは、薬物事犯について、刑の一部執行猶予導入の趣旨が阻害される場合が少なくないのではないか。

一部執行猶予の出所者の多くは、親族のもとに帰住している。仮釈放となった者は、親・親族と同居する者が56.5%、配偶者と同居する者が13.4%であり、一部猶予された実刑期間を満期で出所する者で住居特定された者は、親、親族と同居する者が42.3%、配偶者と同居する者が5.6%である（以上、検察統計年報 平成29年）。

そもそも、薬物事案には、親族関係がストレス要因として薬物使用の一つの動機となっている、あるいは、親族との共依存関係によって薬物が止められない（例えば、親族が薬物による借金等を尻ぬぐいしてくれるので、薬物使用に対する底付き感が生じない事例もあるし、親族自身が薬物入手の金を与えるといった事例もある）という場合がある。そうでなくても、過去、親族の指導、監督の効果が上がらなかった、今後も効果が期待できないという案件も多い。薬物依存症の治療という観点からは、親族のもとに帰住させるということ自体が、リスク要因たり得るという視点から、帰住先の調整を行うことが必要である。

家族との帰住先調整をする中で、家族に入院、入所等を勧め、そちらに誘導する方法も考えられるが、家族の経済的負担（対象者に生活保護を受けさせられればよいが、家族のもとに帰すと、世帯分離による生活保護の困難といった問題もある）や、家族の「刑務所でも薬物のプログラムがあったというし、保護観察所で無料のプログラムを受けられるのなら、それで充分ではないか」「公的機関のプログラムのほうが、薬物の前科者がやっているDARCよりも信用できる（DARCのスタッフは、刑務所、保護観察所での薬物指導等にも関わっている者が多く、そのような理解は誤解である）」等という安易な考えを変えることは困難であるし、このような家族の考えに薬物犯罪をした人が乗ってしまい翻意してしまうこともあろう。

1ヶ月に1度（当初3ヶ月は月2回）の保護観察所のプログラム受講は、治療効果が薄く、薬物を使用しないための動機付けとなる尿検査を併用しているといっても限界があると思われるし、そうでないとしても、刑の一部執行猶予導入に当たっては、原則として保護観察所のプログラムを受けることだけでなく、地域の期間・団体につながっていくことを目指していたはずなのだが、保護観察所のプログラムがあることで、かえって、他のプ

プログラムを受講する動機が削がれ、結局、漫然と猶予期間の満期を迎えてしまう案件も出てくると思われる。

裁判において、何ら具体的な対応や、真摯な過去の行動への振り返り等もないまま、一部執行猶予判決を下すことには問題があると思われる。裁判で、具体的な関係機関との調整等がされれば、それを検察官の処遇意見で刑務所に引き継ぐなどし、刑務所でその関係機関を身元保証人とするよう指導し、それを前提として保護観察所でも帰住先調整をすることが図れる。

もちろん、薬物の離脱の治療をしている病院や支援をしてくれる自助グループなどの相談機関が限られていることは問題で、その数を増やさないことには、裁判で具体的方策を示せない、ということはある。しかし、現在の一部執行猶予のやり方では、保護観察後の地域への移行等がうまく進まない可能性が極めて高い。

この制度については、十分な準備や協議がなされないままに導入されたといううらみがある。法曹三者、矯正、保護、薬物依存者の支援をしている医療機関や自助グループ、家族会等での共通認識を作っていくことが重要であり、制度のブラッシュアップを図る必要がある。

5 家族支援

再犯防止推進計画では、犯罪をした人の家族の支援についての記載がない。

しかし、犯罪をした人の家族は、様々な問題や悩みを抱えており、家族がそれらを克服しなければ、家族が犯罪をした人を支援できないし、支援しようとしても再犯などの問題行動が続く、あるいは家族と共倒れに終わってしまう。犯罪報道等により、家族の存在がわかってしまい、犯罪をしたわけでもない家族が住んでいた地域や職場から追われてしまうことも多々ある。

家族は、犯罪をした人の支えとなるべき最も大切な存在であり、家族をつぶさないことはとても重要である。「子供を殺す子供達」という、イギリスで10歳の少年2名が2歳のジェイムス・バルガーちゃんを殺した事件のルポを読んで、私は、イギリスでは、犯罪報道等で、罪を犯してしまったその少年にとってもっとも重要な社会資源たり得る家族がつぶされてしまわないように、両親や兄弟に偽名と仮のIDを与えて、公共住宅に入居させる等の措置をとった部分が印象に残っている。

上記のように、仮釈放や仮退院、一部執行猶予の猶予期間にで家族のもとに帰らせることに問題がある事案も存するが、それは、家族支援を怠り、家族の問題性を取り除く努力をしなかった結果でもある。少なくとも、家族が誰かの相談に乗って欲しいという場合に、保護司や保護観察官等が積極的にその相談に乗れるようにするばかりでなく、弁護士会や福祉関係者などとともに、家族の支援体制を作る必要があるし、家族へのいじめとしか思えないような報道やインターネット上の書き込み等に対しては、法務省人権擁護局、人権擁護委員がもっと積極的に活動すべきである(1に記載した法務省内の連携という点では、この人権擁護局との連携も課題の一つだろう。なお、上川前法務大臣が、矯正、保護と人権擁護局の連携を言ったが、何か具体的にされたことはあるのだろうか。)

切れ目のない支援をしていくためには、犯罪をした人が最も支援をして欲しい存在である(ことが多い)家族への支援が不可欠と考える。

6 顔の見える連携、楽しい支援

私は、更生支援関連のある NPO 法人の理事をさせていただいている。

私は、ここで、入寮者の人と一緒に月に1度手芸をする会を開いている。これは「楽しい」ことだ。犯罪をした人の中には趣味を持つ余裕もなく生活をしてきた人もおり、「こんな楽しいことがある」という提示をすることが立ち直りの力になるだろうと考えている（ただし、この NPO 法人の入寮者には犯罪をした人は少ない）。また、犯罪をした女性には、被害者の立場でずっと過ごしてきた人も多く、精神性、女性性の回復が大きな課題と思われるが、そうやって、なんとなく集まって手芸をする、そういう中から会話の切っ掛けができる、きれいなもの、かわいいものを、きれいだ、かわいいと思えるという今まで失っていた感情を呼び返すことも可能と思われる。

このように手芸をして作った作品だが、充分売り物になるだけのものが作れる。

更生保護施設は、就労をしている人が多く、昼間は食堂や会議室等が空いている。例えば、更生保護施設で、未だ仕事が決まらないで施設内にいる人、保護観察中で自宅等に在るが未だ就職していない人等が、集まって手芸をして、その作品を売ることができれば、施設にもお金が入るし、作った人達も、自分の作品が売れたということで自信を持つことができる。作品を作った人にお金を回せるほどは儲からないとしても、更生保護施設の新しい収益事業（ささやかだが）をすることが可能なのではないのか。手芸を教えられる人は、更生保護女性会や BBS などにもいるだろう。男性であれば手芸をしたいとは思わないかもしれないが、簡単な紙細工や牛乳パックの手漉き和紙作り、リサイクル品の修理販売等で見栄えのよいものも作れる。私が以前、「都市型ソーシャルファーム」という言葉を示したことがあるが、更生保護施設が、ささやかであっても、物品を製造・販売して収益を上げることも考えてよいだろう。

再犯防止推進計画では、就労を非常に重視しているが、例えば薬物事犯などで何年も就労をしていなかったような人の場合には、施設に定期的に通う、指示に従って体を動かすといったリハビリをしなければならないような人も存する。更生保護施設で、就労の前の体慣らしをさせることも考えられるのであり、通所による更生保護施設の活用といったときに、研修や相談事業だけでなく、「楽しく体を動かす訓練（になり、しかも金になる）」ことができないかを考えてみるべきではないのか。ちなみに、福祉施設は、「いかに収益の上げられる物を作るか」を工夫し、施設利用者に自信をつけさせ、施設自体が潤うような頑張りをいくつも積み重ねている。更生保護施設は、国から金が入ってくるものだと思うているが、もっと別な工夫がされてもよいのではないか。

また、更生保護施設等はお金がない。「使わないのは稼ぐと同じ」という言葉がある。例えば、地域のフードバンクと連携する、商店街と連携して「見切り品」を安く仕入れる、生産者と協力して商品とならない農水産物を仕入れるといった食料調達を考えることで、経費を削減することもできるだろう。そうやって、周囲の人々に声をかけていくことで、更生保護事業の重要性を説くチャンスも出てくるだろうし、事業そのものに協力してくれる人が出てくるかもしれない。

上記の私が行っている手芸教室（？）の材料の調達については、近所の花屋や友人等に協力を求めており、作った者を知人等に配布しているが、そうやって関わっていく人を増

やしていく中で、更生保護に全く関わりを持ってなかった人達が、「更生保護」という言葉を知り、「支援してあげよう」「もしかすると自分も支援できるかもしれない」と考えてもらえることが重要であると考えている。

顔が見える支援、楽しい支援が一番長続きすると考える。機関どうしの連携、国民の理解等というが、どうやって、顔が見える関係を作り、犯罪をした人の支援の活動を紹介していくかを具体的に検討すべきだろう。

7 資金援助を

上記のとおり、保護司への実費支弁は極めて不十分である。

また、現在、弁護人が、被疑者・被告人が福祉を必要とするときに、社会福祉士、精神保健福祉士と連携して「更生支援計画」という福祉を受け、社会内で自立できるようにするためのロードマップを作成することがあるが、そのためのお金も国選弁護費用として支給されない。そのため、弁護士か福祉職が自腹を切るか、弁護士会が支援するかといった形での運用がされている。

それから、弁護士や福祉職が判決後の支援をしても費用が出ない。例えば、更生支援計画を立てたが受刑した人と、福祉職が面会することで、出所後の福祉支援につなげることができるだろうが、このような費用はどこからも出ない。先日、当職は、覚せい剤事件で一部執行猶予判決を得た私の弁護した人の出所に際して、入院先との調整をし、刑務所に迎えに行き、保護観察所に出頭させ、入院手続に同道（無事入院できた）したが、全くの自腹である。家族の支援よりも、弁護士のような他人が支援するほうが、薬物事犯をした人が言うことを聞く場合は少なくない。判決後の弁護士の支援については、今般の委託事業で、愛知県がその調査研究をすることとなっている。

このような活動に対しては、法務省が予算化を考えるべきものと考えている。

また、法務省の関連機関は、保護司や更生保護女性会など、極めて限られたメンバーからお金を集めて良しとしており、このような体制を改める必要がある。例えば、日本更生保護協会は、更生保護に関する資金援助等を行っているが、この財政は、保護司や更生保護女性会等からの寄付が大きなウェイトを占める。つまり、保護司などの更生保護に関わるボランティアは、日本更生保護協会から助成を受けても、タコ足食いであるともいえるのではないのか。検察官出身者など、顔の広い役員が入っているのだから、なぜ、奉加帳を持って財界や法曹界等に広く寄付を集めないのか。法務省の関係機関は、矯正なら矯正、保護なら保護の関係者の中で閉じた関係の中で物事を回そうとしているのが問題で、それをどう広げるかの工夫が必要である。

予算をとるのが下手な法務省に任せても百年河清を待つことになりかねない。

内閣府ホームページには、貧困の子供への支援のために広く基金を集める「子供未来基金」の紹介がある（https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/kyouryoku_houhou.html）。お金だけでなく、古本の寄付など、様々な形での支援への参加が可能となっている。犯罪をした人の支援についても、このような形で、広く一般の人達からの資金を調達できるよう、支援の活動の重要性についてもっと広報をし、国民が「支援をしよう！」と思えるような体制を作る必要がある。白書では、協力雇用主の紹介等がされていたが、今後、そういうところで働いて立ち直った人を紹介できるようになればもっとよいし、保護司のやり

がいについてや保護司によって力づけられ立ち直った人へのインタビュー、保護司や更女の子供食堂などの活動の紹介など、具体的で魅力的な活動を、白書に載せていただきたい。

法務省では、来年度、「SIB」や「クラウドファンディング」の調査研究をするというが、例えば、ソーシャルファームを建設するという場合の資金調達には、このような方法がなじむものとする（なおソーシャルファーム建設のためには、建設予定地との顔の見える関係を作ることが必要である。例えば、保護観察中の少年や仮釈放者、執行猶予を受けた者のボランティア活動として、保護観察官や保護司、BBSの人達が地方で草取りや収穫などを行う、地域のお祭りに寄付をする（法務省が寄付するわけにはいかないので、例えばファームを作ろうとする法人が寄付するというのを考えている）等といった、地域に貢献できる姿を見せることが重要である。例えば、法務省関係者に、地方の素封家の出身者がいれば、その田畑や近隣の田畑で上記のような活動をするのが考えられるだろう。地元の有力者のコネクションを使ったとしても、顔の見えない人を誰も信用してはくれない）。

法務省10のアクション宣言には、「持続可能な基金の創設」がうたわれている。法務省が本来予算化すべきものをしないで基金を作るというのであればナンセンスで賛成できないが、具体的な事業領域を創設するために、基金を作ることは非常に有効だと考える。例えば、現在、保護司（会）や更生保護女性会が子供食堂を運営しているが、そのような活動への支援や、上記のようなソーシャルファーム（私の提案する都市型ソーシャルファームも）への支援なども考えられるだろう。

なお、犯罪をした人の支援をしようとする「被害者はどうなっているのか」という声が必要で、必ず出てくるし、被害者の怒りが犯罪をした人の排除を求める声となっている面もある。とくに被害者への経済的支援は充分ではなく、被害者が家に住めなくなる（放火のように家自体が無くなってしまふ被害だけでなく、被害を受けたことで強い恐怖感を覚え、家に帰れなくなった精神的被害に対応するようなシェルターのようなものも必要だろう。こういうものに公営住宅を利用させてもらえると非常によいと思う）犯罪被害者に対する基金作りについても検討は不可欠と考える。